

教育の自由化論争と文部省の政策(一)

—公共サービスにおける利用者の選択

児 山 正 史

目 次

はじめに

第一章 教育の自由化論争

一 概観

二 自由化論——多様性の容認と選抜の規制緩和

三 西尾幹一——選抜の規制による利用者構成の平準化

第二章 文部省の政策

(以上、本号)

一 概観

二 高校・大学——積極的多様化と選抜の誘導

三 小学校・中学校——準市場の拡大

第三章 日本の教育学における学校選択論

おわりに

はじめに

本稿は、教育の自由化論争と文部省の政策を利用者の選択⁽¹⁾の観点から分析し、教育の準市場⁽²⁾に関するいくつかの構想について考察する。

一九八〇年代中頃に、臨時教育審議会を中心的な舞台として、教育の自由化論と反自由化論との間の激しい論争（教育の自由化論争）が繰り広げられた。教育の自由化論争は、日本の公共サービスに関して、利用者の自由や選択をめぐる議論が最も活発に行われた事例である。文部省は、この論争では反自由化論の立場を鮮明にしていたが、実はそれ以前から、自由化論と部分的に重なる政策を一貫して進めてきた。

本稿は、教育の自由化論争と文部省の政策を素材として、教育の準市場に関するいくつかの構想を引き出し、それらをめぐって実証的に明らかにすべき論点を擧げる。その際、準市場の範囲（「準市場か否か」）よりも準市場のあり方（「いかなる準市場か」）に注目する。これらの素材を扱った先行研究は数多く存在するが、利用者の選択といいう観点から本稿のような枠組を用いて分析したものは見られない。

なお、筆者の一連の研究における本稿の位置づけは次のようなものである。まず、前稿で構築した分析枠組を現実の議論に適用することによって、枠組をより具体的に説明するとともに、不足する部分を補うことができる。また、次稿以降では、本稿で挙げた構想や論点を念頭に置きながら、イギリス・アメリカ・日本の教育を素材として、準市場の潜在的傾向と政府の対応策（技術的有効性と政治的可能性）を分析することにする。

以下、第一章では、教育の自由化論争を分析し、教育の準市場に関する二つの構想（自由化論と西尾幹二の議論）について考察する。第二章では、文部省の政策を分析し、第三の構想について考察した上で、付隨的に、教育の準

教育の自由化論争と文部省の政策(→) (児山)

市場の拡大の動きを示す。第三章では、日本の教育学における学校選択論を検討する。最後に、本稿の内容を要約し、次稿以降との関連を述べる。

注

- (1) 公共サービスにおける利用者の選択（自由）という問題関心については、（児山「一九九八b、一九九九」）を参照。
- (2) 本稿でいう準市場とは、政府が資金を提供し、供給者と利用者の間に交換関係が存在するようなサービス供給方式（典型的にはクーポン制）である。「準市場」の概念については（児山「一九九九」）を、「政府—供給者—利用者」という三層の枠組については（同「一九九八b」）を参照。
- (3) 準市場で利用者が選択を実現するためには、選択の対象となる多くの供給者が存在し（競争）、利用者が供給者に提供するための資源を保有し（資源）、選択の機会をうまく活用する能力を持つ（選択能力）、という条件が必要である。このうち「競争」には、あるサービスの供給の総量が豊富であること（「豊富な供給量」）、供給者の数が多いこと（「多数の供給者」）、供給者に対する評価の差が小さいこと（「小さな格差」）、という三つの側面がある。さらに、「小さな格差」は、「平準性」（一定の

表0-1 利用者の選択の条件と政府の対応策

利用者の選択の条件		政府の対応策
競争	豊富な供給量	
	多数の供給者	(参入の規制緩和)
	小さな格差	サービスの平準化、利用者構成の平準化
	平準性	多様性の容認、積極性多様化
資源		選抜の規制、資金の加重配分（、選抜の誘導）
選択能力		情報提供、全員による選択（、費用の補助）

基準によって評価される供給者の地位の差が小さいこと)と「多様性」(多元的な基準によって評価される多様な供給者が存在すること)に分けられる。そして、これらの条件を強化するために、政府はさまざまな対応策をとることができる。簡単に示せば表0-1の通りである。詳しくは前稿(児山「一九九九」)を参照。なお、前稿で構築した枠組は、次稿以降の分析に必要な限りのものなので、本稿の分析のために枠組を一部補足する必要がある。表0-1の()内が本稿で追加した部分である。

(4) 筆者は博士論文でこのような分析を既に行つた(児山「一九九八a」)。この博士論文は本誌上で順次発表する予定である。なお、本稿は、博士論文の中間稿の一部として執筆したが、全体の統一性のために最終稿から割愛した部分を修正・補足したものである。

第一章 教育の自由化論争

本章では、教育の自由化論争を分析し、教育の準市場に関する二つの構想について考察する。一つは自由化論(多样性の容認と選抜の規制緩和)、もう一つは西尾幹二の主張(選抜の規制による利用者構成の平準化)である。以下、教育の自由化論争を概観した上で、これらの二つの構想を検討する。

一 概観

教育の自由化論争の中心的な舞台となつたのは、一九八四年に中曾根首相が設置した臨時教育審議会(臨教審)

である⁽¹⁾。一九八〇年代前半には、特に中学校において、受験競争、校則・体罰などの管理教育、そして、校内暴力・いじめ・登校拒否などの「教育荒廃」現象が顕在化していた。このような背景の下で、臨教審が設置された。

この臨教審を主要な舞台として、一九八四年九月から八五年六月頃までを中心に、教育の自由化論と反自由化論との間の激しい論争（教育の自由化論争）が繰り広げられた。臨教審の設置に先立つて、第二臨調などの行財政改革の動きを背景に、既に一九八三年頃から、自民党、財界団体、その学者ブレーンらによる教育の自由化論が発表されていた⁽²⁾。そして、一九八四年九月の臨教審第三回総会で香山健一委員が自由化論を主張したのに対し、八五年一月には文部省初等中等教育局が、四月には有田一壽（臨教審第三部会長）が反論を加えるなどした。同時に、臨教審の外部においても、保守系総合雑誌の一九八五年二～六月号などに、臨教審の委員・専門委員を含む学者・評論家らの自由化論・反自由化論が多数発表された⁽³⁾。この論争は一九八五年六月頃までにほぼ終息したが、その後も教育学者らによる議論は続けられた。

以下では、膨大な自由化論・反自由化論の中から、各々の主張を最も鮮明に表していると思われるものを取り上げて、教育の準市場に関する二つの構想を検討する。まず、自由化論と反自由化論の応酬を整理しながら、自由化論（多様性の容認と選抜の規制緩和）の構想について考察する。ここで取り上げるのは、自由化論としては、香山健一、世界を考える京都座会、政策構想フォーラム、反自由化論としては、文部省、有田一壽、市川昭午（教育学者）の議論である（なお、これらの反自由化論は、自由化論と異なる一つの構想としては扱わない⁽⁷⁾）。次に、反自由化論の中でも自由化論と質的に異なる独自の対案を提示している西尾幹二⁽⁸⁾の議論を取り上げ、第二の構想（選抜の規制による利用者構成の平準化）として考察する。

注

- (1) 臨教審と教育の自由化論争については、特に（大嶽「一九九四」第二部第七章、原田「一九八八」）を参照。また、本文中で言及したもの以外に、政治学的な研究としては（渡辺「一九八七a、一九八七b、一九八八」）、教育学者による編著書としては（原・川辺「一九八四」、深山他編「一九八五、一九八六」）、三上「一九八六」）、教育関係雑誌の特集としては、「教育」第四五二号（一九八五年）、『季刊教育法』第五七・五九・六三・七〇号（一九八五・八七年）、『日本教育行政学会年報』第一一号（一九八五年）、ジャーナリストや臨教審委員による著書としては（黒羽「一九八五」、石山「一九八六」、内田「一九八七」、木村「一九八八」）、資料集としては（教育政策研究会編著「一九八七a・b」、ぎょうせい編「一九八五・一七」、海老原他編「一九八四」、永井・三輪編「一九八五」、季刊教育法編集部編「一九八五」）なども参照。
- (2) 臨教審設置以前の教育の自由化論としては、本文中で言及したもの以外に、（自由民主党「一九八三」、文化と教育に関する懇談会「一九八四」、経済同友会「一九八四」）なども参照（「文化と教育に関する懇談会」は中曾根首相の私的諮問機関である）。なお、自由化論と部分的に重なる主張は、（中央教育審議会「一九七二」、日本経済調査協議会編「一九七二」、一九七七）などにまでさかのぼることもできる。
- (3) 臨教審の外部における自由化論としては、本文中で言及したもの以外に、（香山他「一九八五」、日本経済調査協議会編「一九八五」、竹村他「一九八五」、加藤・屋山「一九八五」）、同じく反自由化論としては（有田「一九八五b」）なども参照。なお、（季刊教育法編集部編「一九八五」八五、永井・三輪編「一九八五」二二）には、教育の自由化に関する文献リスト（一九八五年一～四月）が掲載されている。
- (4) 臨教審で配付した文書を含む香山健一の自由化論は、（香山「一九八七」）に收められている。
- (5) 「世界を考える京都座会」は、松下幸之助が座長を務め、その他のメンバーは、天谷直弘、飯田経夫、石井威望、牛尾治朗、

教育の自由化論争と文部省の政策(一) (児山)

加藤寛、高坂正堯、斎藤精一郎、堺屋太一、広中平祐、山本七平、渡部昇一である。京都座会は、臨教審設置に先立ち、一九八四年三月に「学校教育活性化のための七つの提言」と題する意見広告を新聞に掲載し、この広告を含む自由化論を収録したパンフレット（世界を考える京都座会編「一九八四、一九八五」）を発行した。

(6)

「政策構想フォーラム」は、「実証的政策構想に強い関心をもつ社会科学系研究者を『研究会員』とし、本フォーラムの基本的姿勢に賛同する『法人会員』の協力をうる研究組織である。政策構想フォーラムは一九八五年五月に「学校教育行政の行革提言」と題する文書を発表した。その作成に参加したのは、尾高煌之助、公文俊平、香西泰、佐藤誠三郎、中谷巖、速水佑次郎、廣田一、村上泰亮、森口親司、蝶山昌一である。（政策構想フォーラム「一九八五」）

(7)

自由化論争において、文部省と有田は「弾力化」を提唱したが、それは自由化とは程度の違いがあるにすぎなかつた（文部省「一九八五」七／二、臨時教育審議会第三部会「一九八五」、有田「一九八五a」）。但し、ここで反自由化論者として取り上げる三者は、実は早くから、自由化論と部分的に重なる教育改革案を提言していた。文部省は、一九七一年に中央教育審議会の「四六答申」を作成し、その後も次章で見るような学校教育の多様化・縮小を進めている。有田は、自民党・新自由クラブ所属の国会議員として教育改革案の作成に携わり、市川は、一九七二年の日本経済調査協議会の報告の作成に関わった。これらはいずれも教育の多様化を主張している。ちなみに、文部省は、自由化論争においては小中学校の選択の自由化に激しく反対したが、高校については、総合選抜制に対して、生徒や父兄の希望する学校に必ずしも入学できない画一的配分であるとか、学校選択の自由がないなどの批判を加えていた（加茂川「一九七七」一一三、菱村「一九七八」六四）。

(8)

西尾幹二は、自由化論争において反自由化論の急先鋒をつとめ、その「功績」が文部省に評価されたためか、臨教審の解散後の最初の中央教育審議会（第十四期、一九八九年四月～九一年四月）の委員に選出された。しかし、西尾は、文部省の意向に反して、後述のような独自の主張を展開し、答申類にも多少は意見を反映することができた。自由化論争における西尾の議論は（西尾「一九八五」）、中央教育審議会での議論は（同「一九九二」）に收められている。後者は時期的に自由化論争から

外れるが、構想の原型は自由化論争の時期に既に見られるので、これも自由化論争に含めた。

二　自由化論——多様性の容認と選抜の規制緩和

本項では、自由化論と反自由化論の応酬を整理しながら、自由化論の構想について考察する。まず、自由化論の基本的な主張を示し、次に、反自由化論による批判と自由化論からの反論を整理する。最後に、自由化論の構想を要約し、実証的に明らかにすべき論点を挙げる。

1　自由化論

ここでは、まず、香山健一、世界を考える京都座会、政策構想フォーラムの主張をそれぞれ紹介した上で、これらに共通する要素をまとめ、本稿の枠組に基づいて整理する。

(1) 香山健一

香山健一は、教育改革の基本として、自由化、多様化、国際化、情報化、人間化を挙げる（香山「一九八七」二二七・二二九）。これらのうち、利用者の選択に関わり、しかも香山が特に重視しているのは、自由化と多様化である。香山によると、「教育行政改革による教育の自由化の断行、多様化の推進と競争メカニズムの導入が、今次教育改革にとっての戦略的重要性を持つ」（同前二三一・二三四一五）。

自由化と多様化の内容は次のように説明されている。「自由化」とは、許認可・規制・補助金等の全面的な見直し、民間活力の積極的導入、教育行政改革の断行等であり、学校の民営化、塾の合法化、選択の自由の拡大と競争メカニズムの導入が不可欠である。「多様化」とは、画一的性格の打破、各人の個性を思う存分に伸ばすような多様な教育、人を活かす教育、地域・学校・家庭等の個性化・多様化等である。(同前二三五)

但し、このように自由化と多様化が別個の要素として扱われる場合の他に、自由化が多様化を含む上位概念として用いられる場合もある。例えば「『教育の自由化』とは、教育の全分野における『個性の尊重』、『多様性の尊重』、『選択の自由』の拡大の総称である」(同前六二二一三)とも述べられる。

要するに、香山は「自由化」を狭義と広義で用いており、狭義の自由化は、規制緩和、民営化、選択の自由の拡大、競争メカニズムの導入などであり、広義の自由化は、この他に多様性・個性の尊重を含んでいると言える。しかし、これらの要素間の因果関係を香山の議論から読み取ることは困難なので、他の二者の自由化論によつて補うことにする。

(2)世界を考える京都座会

世界を考える京都座会の提言は小中学校に焦点を絞つており、その骨格は次のようなものである。高度な技術と多様化された社会は、多様かつ優れた人材の輩出を要求する。そのためには、生徒だけでなく教師の間にも、よりよい教育をめざして自由に競争できる条件を作り出し、悪い教育が淘汰されるようになることが大切である。競争から逃避し意欲を失った教師の下では、子どもたち一人ひとりの個性に即した教育ができるはずがない。また、教育はできる限り公的機関からの束縛・指導を排除した自由な状況の下で行われることが望ましい。画一的な教材・

学校制度の下では、単一の目的を追求する教育とならざるを得ず、そこでは子どもの意欲・希望を満たすことができない。（世界を考える京都座会「一九八四」一二一四）

つまり、多様で優れた人材の輩出という社会的要請と多様性・個性の尊重という個人的要求を調和的に把握した上で、これらの目標を達成するために、教師間の競争と教育の自由を提唱している。

具体的には、以下のようなさまざまな自由化・弾力化すなわち規制緩和を提言する。例えば、学習機会の多様化のための進学資格の弾力化、学校間競争のための学校設立の自由化（規制緩和）と学校選択の幅の拡大（通学区域制限の緩和）、学校の多様化のための学校設立の自由化（規制緩和）、教育の多様化のための学年制・学制（六・三・三制）・教育内容・教育方法の弾力化、入学者選抜方法の多様化のための自由化、などである。但し、国民としての最低教育水準を維持するための標準学力認定制度や、規範教育の徹底などの規制も、他方で提唱している。（同前一四一一二）

以上をまとめると、教育制度の自由化・弾力化（規制緩和）を直接的な手段とし、教育の自由、学校間の競争、多様な教育を媒介として、多様で優れた人材の輩出および多様性・個性の尊重という目標を達成することを主張している。

（3）政策構想フォーラム

次に、京都座会の提言とほぼ重なるが、政策構想フォーラムの提言を見ておく。

まず、この提言が強調するのは以下のようない点である。（政策構想フォーラム「一九八五」I）

第一に、画一主義の打破と多様なニーズへの対応のために、規制緩和が決定的に重要である。現在の日本の教育

における最も重大な問題は画一主義であり、それを支えているのは教育行政当局の規制である。

第二に、初等・中等教育の多様化のために、高等教育の多様化が特に重要である。

第三に、教育行政の自由化がすぐれた結果を生み出すためには、学校運営者の権限・熱意・創意と教育情報の提供が必要である。そして、この両者は学校教育の自由化によって促進される。まず、学校教育の自由化が、学校運営における創意工夫の可能性と必要性を高める、すなわち、自由な試みを可能にするとともに競争条件を導入する。

また、各学校の情報公開の義務づけや文部省・地方公共団体による情報提供が必要であるとともに、学校教育の多様化と学校選択の自由化が学校教育関係情報へのニーズを増大させ、情報提供を業務とする民間団体が出現する。

第四に、ここで言う自由化論は、自由主義的な教育の主張ではなく、教育行政における規制緩和を求めるものである。行政運営は画一的になりやすいので、政府は施設等の条件整備に協力するが、教育内容に対する指示は極力控えて、多様な教育が許され人々が自由に選択できるような制度を作り上げるべきである。

以上のような「提言」の基本的論理は次のようにまとめることができる。まず、最も重視される目標は、多様なニーズへの対応である。次に、そのための手段としては、政府による教育内容への指示ではなく規制緩和を主張する。これによって多様な教育の提供と自由な選択が可能になるということである。また、このような意味での自由化が成果をあげるための条件として、学校運営者の創意と情報提供を挙げるが、両者はまた自由化によって促進されると考えている。

最後に、規制緩和の具体的内容として挙げられている事項も、京都座会のものとほぼ同じである。高等教育では、設置基準、修学年限、入試方法・入学資格の規制緩和、初等・中等教育では、高校等の設置基準、私立小学校の設立、公立小中学校の学区制、学習指導要領、学校制度の区切り、教科書検定の規制緩和などである。(同前Ⅳ)

(4)まとめ

以上の三者の主張は、基本的な論理および具体的な提案においてかなり重なっていた。このことは、本稿で取り上げなかつた他の自由化論についても当てはまる。これらの議論をまとめると以下のように言える。

要するに、自由化論とは、規制緩和を直接的な手段として、教育の自由、選択の自由、学校（教師）間の競争を媒介に、多様なニーズへの対応という目標を達成する、という主張である。

これを補足して述べれば次のようなことである。教育における規制（教育内容・方法、学年制・学制、入学者選抜、学校設立、通学区域など）の緩和は、教育を与える側（学校・教師）の教育の自由を拡大するとともに、新規参入を容易にして競争を促進し、さらに、教育を受ける側（生徒・親）の選択の自由を拡大する。この選択の自由はまた、選択される側（学校・教師）の間の競争を促進する。そして、一方で、教育の自由が多様な教育の提供を可能にし、他方で、選択の自由と競争が選択者のニーズに対応した教育の提供を必要とさせるので、ニーズの多様性を前提にすれば、多様なニーズへの対応という目標が達成される。

以上のような主張を本稿の枠組に基づいて分析すれば、次のように言える。第一に、供給者間の「競争」という条件については、供給者に対する規制を緩和して多様性を容認すれば、多様なニーズに対応した多様な供給者が現れ、利用者の選択の対象が拡大する（その意味で競争が拡大する⁽²⁾）、という主張である。本稿の枠組で言えば「多様性の容認」⁽³⁾という対応策の提唱である。その前提として想定されているのは、多様なニーズが存在するということである。第二に、利用者の「資源」という条件については、入学者選抜の規制緩和を主張する。つまり、供給者による「いいとこ取り」⁽⁴⁾を容認している。第三に、利用者の「選択能力」については、一部の自由化論は情報提供

という対応策を提言している。

2 反自由化論による批判と自由化論からの反論

自由化論に対しても、反自由化論の側からさまざまな批判が加えられた。逆に、自由化論の側からも、そのような批判に対して（あるいは批判を想定して）反論が提示された。ここでは、両者の議論の応酬を整理しながら、自由化論の主張をより詳細に検討する。以下、分析枠組に従い、競争、資源、選択能力の順に整理する。

(1) 競争

「競争」という条件に関して、反自由化論は、学校選択を自由化しても、利用者の選択の対象となる供給者が必ずしも多く存在しないことを以下のように指摘する。

第一に、学校の数が少ないということである。日本の市町村の約三分の二を占める人口一万五千人以下の所では、小学校は平均三～四校あるものの中学校は二校に満たないので、市町村の範囲内での選択は有名無実になるし、市町村の範囲を越える選択には通学・下宿の費用負担の問題が生じると指摘される（市川「一九八五」八六）。これは、本稿の枠組で言えば、競争の「多数の供給者」という側面が満たされないという指摘である。なお、通学・下宿の費用負担は選択能力の問題として後で言及する。

第二に、規制緩和が必ずしも多様な教育の提供につながらないということである。従来、高等教育・初等中等教育に関して何度も多様化が試みられ、それを促すために規制緩和の措置も講じられてきたが、その成果は芳しいものではなかつたとされる（同前八七）。その理由として挙げられるのは、多様なニーズが存在するという自由化論の

想定への疑問である。国民が望んでいるのは、質的に異なる教育なのか、同質だが差のある教育なのかが不明確であり、前者であれば多様化が進むことは間違いないが、後者であれば同一尺度の下でのよい学校を求めるものであり、受験競争の激化を招くこともある（同前八七）。つまり、利用者のニーズが画一的であれば、供給者間に序列が生じ、競争の「小さな格差」という側面が満たされないという指摘である。

以上のような批判に対して、自由化論は次のように反論する。

第一に、学校の数が少ないという指摘に対しては、選択の余地のない地域があるからといって全国で選択の自由を奪うべきだということにはならないし、新規参入の可能性があれば完全な地域独占にはならない、と反論する。（堺屋「一九八四」一四八）

第二に、多様なニーズの存在を疑問視し、それを前提に受験競争の激化を危惧する見解に対しては、以下のようになに反論する。

まず、対症療法として、定員の弾力化を提示する。定員を弾力的に考えて、評判のよい学校は基準を上回る生徒を入学させ、それでも不足なら増設するという案である。このようにすれば、基準以上の生徒のいる学校には人が集まらなくなり、逆に生徒の少ない学校は教師の目が行き届き評判を回復するというのである（同前一四九）。これは、本稿の枠組で言えば、「サービスの平準化⁽⁵⁾」という対応策と同様の効果が、利用者数の増減によって自動的に生じるという主張である。

次に、既に日本人の価値観が多様化しているという認識を示す。今や日本人の人生目標と職業志向は著しく多様化しており、日本人の多くは「一流大学」を卒業して既成大企業に就職するだけがよい道だとは考えていないとされる。（同前一五三、政策構想フォーラム「一九八五」III／2／vi）

最後に、一元的な序列が現実に存在すること認めた上で、その原因を教育の画一性に求め、規制緩和が価値観の多様化を促進すると主張する。それによると、確かに、現在のところ、大企業への就職に有利とみられる「一流大学」を目指す者が多く、受験競争は必要以上に激しいが、それは、このような道以外に社会で通用する評価を得る方法がないからである。また、企業がいわゆる「一流大学」の卒業者を採用したがるものも、現在の型にはまつた教育体制から生じた受験競争の結果であり、原因ではないとされる（堺屋「一九八四」一四九一五三）。そして、自由化によつて大学の教育内容が多様化すれば、試験における偏差値の意味は薄れ、大学間の序列化は弱まり、「一流大学」を目指す進学競争も緩和され、また、小中高校の各段階でカリキュラムと教育方法が多様化すれば、進学率や偏差値で学校を序列化する傾向は弱まるとして主張する（政策構想フォーラム「一九八五」III／2／ii）。

(2) 資源

「資源」という条件に関して、反自由化論は、生徒・親の選択と不可分なものとして、学校による生徒の選択の問題を指摘する。つまり、学校選択の自由を認めれば定員を上回る入学希望者の集まる学校が生じうるが、それを試験で選抜すれば、受験競争が義務教育のレベルにまで低年齢化し、また、希望する学校に入れない子供の不満と不自由感が増大するというのである（文部省「一九八五」4／(3)／②、有田「一九八五a」、市川「一九八五」八八）。つまり、学力という資源に基づいて「いいとこ取り」が行われる結果、そのような資源を十分に保有しない利用者は選択を実現することができず、また、学力を獲得するために選択とは別の局面において受験勉強などの努力を強いられるという指摘である。

さらに、受験競争の激化を防止するために抽選という方法をとることに対しても、反自由化論は次のようない批判

を加える。学校側の生徒選択は、学校規模と生徒数との量的調整だけでなく、入学者に対する質的選好からも生じる。例えば、優秀な生徒を入学させた方が経営に有利だという理由から学校が生徒を選択する場合、自由競争を推奨する自由化論はこれを一概に学校側のエゴイズムと非難することはできない（同前八八）。これは、「いいこと取り」を防止するための選択の規制が供給者の利用者選択の自由を制約するという、自由をめぐる対立を指摘したものであると言える。自由化論は、政府からの自由（規制緩和）が学校と生徒の双方の自由（教育の自由、選択の自由）をもたらすと想定したが、反自由化論は、学校による生徒選択の自由と（学力の高くない）生徒の学校選択の自由とが対立しうることを指摘している。

さらに難しいとされるのは、特定の理想（宗教、イデオロギー、教育思想など）に基づく教育や特色のある教育（芸術、スポーツ、進学など）を実施するためには、生徒の選択が不可避だということである。つまり、学校教育の個性化のためにも学校側の生徒選択の自由が不可欠である（同前八八）。

これに対して、自由化論は、学校による生徒選択が生じること自体は否定せず、むしろ能力による選択を肯定的に評価する。すなわち、憲法第二十六条や教育基本法第三条における「能力に応じて」という言葉に注目し、これを忘れた「機会均等」は悪平等主義と画一主義の国家統制に墮する、と反論する。（香山〔一九八七〕五九・一七二）

（3）選択能力

反自由化論は、生徒・親の選択能力を疑問視し、次のように述べる。「学校の選択等の際に親の判断が、真に子どもの立場を考えて適切に行われるか疑問である。」「教育における自由化は、……情報量に恵まれた者の選択の範囲を拡大するが、これらに恵まれていない者は不利な条件で教育を受けることが予測される。これは子ども

の資質・能力ではなく、その保護者の特性によるものであり、その結果を子どもに帰すべきではない。」(臨時教育審議会第三部会「一九八五」)

このような見解に対し、自由化論は、他の誰に選択能力があるのかと反論し、また、選択がそのための能力を高めると主張する。

第一に、親以外の誰が真に子供の立場を考えて適切な学校選択をするのか、居住地に応じて割り振ることが適切な選択と言えるのか、と反論する。親の選択は適切さに欠けることがあるかもしないが、画一的割り当てよりはすぐれた方法だというのである。(政策構想フォーラム「一九八五」Ⅲ／2／vi)

第二に、自由な選択こそが責任ある態度を育むと主張する。多くの親は、「子供を学校に人質に取られている」ゆえに学校や教師への批判を口に出せないのであり、もし学校を自由に選択できるようになれば、より公然と発言し、学校の教育と運営により積極的な姿勢を示すようになるであろう、と述べる。(同前Ⅲ／2／vi)

なお、通学・下宿の費用負担については、それが決定的な問題ではないことと、現存する経済力格差の問題が次のように指摘される。まず、交通機関が発達し所得が平等化している日本では、経済力の差が学校選択の範囲を決定的に制約するとは考えられない。また、越境入学や私立学校への進学が可能なのは経済力に恵まれた者だけであり、公立小中学校の自由な選択を認めない現状こそ教育の機会均等に反している。(同前Ⅲ／2／iii)

反自由化論による批判と自由化論からの反論をまとめると、表1—1のようになる。

表1－1 反自由化論による批判と自由化論からの反論

選択の条件		反自由化論の批判	自由化論の反論
競争	多数の供給者	学校数の少なさ	改善する部分の存在 新規参入
	小さな格差 ⇨ニーズの認識	特定の学校への集中 ⇨ニーズの画一性	定員の弾力化 ⇨ニーズの多様性 規制緩和がニーズを多様化
資源		学校による生徒選抜	能力による選抜を肯定
選択能力		判断力への疑問 通学・下宿費用	相対的に能力がある 選択が能力を高める 決定的ではない 越境通学・私学よりも平等

3 まとめ

以上、自由化論の基本的な主張を理解した上で、反自由化論による批判と自由化論からの反論を整理してきた。最後に、自由化論の構想を要約し、実証研究によって明らかにすべき論点を挙げる。

まず、自由化論の構想は次のようなものである。第一に、競争については、利用者のニーズが（少なくとも潜在的には）多様であると想定し、規制緩和による多様性の容認が供給者間の多様性を生み出すと主張する。第二に、資源については、能力に基づく「いいとこ取り」を肯定的に評価し、選抜の規制緩和を主張する。第三に、選択能力については、親の判断力や経済力についての楽観的な認識を示し、一部の自由化論は情報公開にも言及していた。

以上のような自由化論の構想のうち、後で検討する西尾幹一や文部省との相違が明確なのは、競争に関する「多様性の容認」と資源に関する「選抜の規制緩和」である。そこで、自由化論の構想を、「多様性の容認と選抜の規制緩和」と特徴づけることにする。

次に、自由化論の構想に関して、実証的に明らかにすべき論点は以下のようなものである。

第一に、競争について。まず、地域によつては学校の数が少ないという反自由化論の批判に対し、それでも改善する部分があるという自由化論からの反論は説得的であるようと思われる。従つて、実証的に明らかにすべき論点は、新規参入の規制緩和によって学校数が増えるかどうかということである。次に、受験競争の激化を招くという危惧については、自由化論の提言する対症療法（定員の弾力化による自動的な均衡メカニズム）が実際にうまく作動するかどうか、規制緩和による多様性の容認が供給者の多様化を生み出すかどうか、その前提として利用者のニーズが多様であるかどうか、という点である。

第二に、資源については、反自由化論が学力に基づく「いいとこ取り」を懸念するのに対し、自由化論は「い

いとこ取り」が生じること自体については反論せず、それを肯定的に評価するという、いわば開き直りの立場をとつていた。従つて、実証研究における重要な論点は、「いいとこ取り」の傾向が存在するかどうかよりも、それを防ぐための対応策の技術的有効性と政治的可行性であろう。まず、教育の多様化が要求する適性による選抜と、学力による選抜の規制とが、技術的に両立するかという論点がある。また、選抜の規制は、先述のように供給者の自由を制約するだけでなく、規制の対象となつた資源を十分に保有する利用者の自由をも制約するので、自由をめぐる政治的な対立の争点となりやすく、政治的 possibility を検証する必要がある。

第三に、選択能力については、生徒・親の判断力と通学・下宿費用が争点となつた。自由化論による反論が示唆しているように、これらの点に関する反自由化論の批判は、利用者の選択そのものを否定する論拠であるというよりは、利用者の選択を認めた上で、その限界を克服するための政府の積極的な対応策を要請するものであるように思われる。まず、判断力については、居住地に応じた割り当ての方が生徒・親による選択よりも適切であるという主張は、特に中間層以上の人々にとっては、もはや説得力を持たないであろう。但し、生徒・親の判断力の違いが完全に消滅するわけではなく、自由化論が提言した情報提供などの対応策が実施される余地はある。次に、通学・下宿費用についても、経済力に応じて選択能力が異なることを批判するのであれば、越境入学や私学への進学が可能な者との間の選択の不平等を縮小するために、公立（小中）学校にまで選択を拡大すべきだということになるであろう。但し、経済力の格差が選択を「決定的」には制約しないとしても、選択に影響することは十分ありうるので、通学・下宿費用の補助などの対応策がとられる場合もある。以上から、実証研究によつて明らかにすべき論点は、生徒・親の間の選択能力（例、判断力、経済力）の相違（その有無・程度）と、情報提供や通学・下宿費用の補助などの対応策の技術的有効性と政治的可行性である。

注

(1) 自由化論争の焦点は小中学校の選択の自由化（「準市場か否か」）であったが、本稿では「いかなる準市場か」という点に注目して整理する。

(2) 「競争」には構造概念と行為概念があり、構造概念は本稿で言う競争（選択の対象が多いこと）、行為概念は互いに激しく競い合う行為（またはその姿勢）を意味する。自由化論の言う「競争」には行為概念も含まれているが、本稿は利用者による供給者選択に注目するので、構造概念としての競争に焦点を絞る。競争の二つの概念と供給者選択への注目については（児山「一九九九」）を参照。

(3) 「多様性の容認」という対応策は、供給者間の多様性を妨げている政府の規制を緩和することによって、多元的な基準で評価される多様な供給者を生み出すというものである。詳しくは（児山「一九九九」）を参照。

(4) 「いいとこ取り」とは、供給者にとつて望ましい利用者を優遇することである。

(5) 「サービスの平準化」という対応策は、評価の低い供給者に政府が補助を与え、サービスの水準を向上させることによって、序列における地位を上昇させるというものである。

三 西尾幹一——選抜の規制による利用者構成の平準化

本項では、西尾幹一の議論を取り上げ、準市場に関する第二の構想として考察する。まず、西尾の見解を紹介した上で、本稿の枠組に従って整理し、実証的に明らかにするべき論点を挙げる。

1 西尾の見解

以下では、西尾の見解を、自由化論に対する批判、日本の教育における自由の問題についての認識、その問題を解決するための対応策の提言、次章で検討する文部省の多様化政策への評価、の順に紹介する。

(1) 自由化論への批判

西尾は、先に紹介した反自由化論と同様に、小中学校の選択の自由化が受験競争を激化させることを危惧して次のように述べる。大学に格差がある限り高校生の受験競争は収まらず、高校に格差がある限り中学生の進学競争は鎮まらない。大学の序列が動かない現状で自由化論の主張通りに小中学校の通学区域を撤廃すれば、進学率のよいエリート小学校・中学校に生徒・親が殺到し、受験競争が果てしなく低年齢化して日本人の心身に破壊的荒廃をもたらすことになる。(西尾「一九八五」五〇・九五・一〇二)

このような見方の前提として、西尾も先述の反自由化論と同様に、生徒・親のニーズの画一性を指摘する。但し、西尾は、受験競争の背後に経済的な動機だけでなく社会的・心理的な動機も働いていると推察する。それによると、受験生がわずかな点差の競り合いに精力をすり減らすのは、企業への就職や企業内での昇進のような経済的動機のためだけではなく、入試が一種の知能テストであると社会的に評価されている事実にこだわり、僅かな差が心理的・社会的に拡大されて決定的な差になる特殊な競争心理に苛まれていてあるからである。特に、高学歴競争においては、受験生は入学試験で人生全般に関わる自分の能力が試されているという自己催眠に動かされている。⁽¹⁾ (同前五三・一三)

(2) 教育における自由の問題

西尾は、日本の教育における自由の問題について、選ぶ側（企業・官公庁や大学）の自由が選ばれる側（生徒・学生）の不自由をもたらしている⁽²⁾と貫して主張する。西尾によれば、高校生から自由を奪っているのは、文部省の各種規制ではなく、企業や大学に許されている選ぶ側の自由である（同「一九九二」一三四）。

まず、企業・官公庁については次のように述べる。日本の企業の多くは、二四〇二五歳くらいを大卒者の採用年齢の上限にしている。その方が入社させてから訓練しやすいし、扱いも容易で、コストもかからないからである。これは確かに企業の自由に属する事柄であるが、採用者側のこの無制限な自由が、被採用者側の著しい不自由に直結する。社会への入口における年齢制限が、無自覚に学校教育を圧迫し、ゴールまで落伍しないで早く走れるよう常に子供たちを駆り立てている。日本社会には、成長期における無目的的経験、遊戲的遍歴、それに伴う試行錯誤のムダを許すような「自由」が存在しない。（同前一二七・一三三）

次に、大学については次のように述べる。大学の序列は明治以来の成立順にほぼ固定し、大学の順位をめぐる競争は原則的には初めから今日までほとんど行われていない。順位の高い大学は入学者選抜において大幅な自由を楽しむことができ、この自由が、大学間の無競争状態をもたらすと同時に、高校以下の日本の学校教育を著しく不自由にしている。（同前一二七）

大学の選抜の自由が大学間の無競争をもたらすというのは次のような意味である。確かに、個々の大学にはさほどどの自由はなく、序列下位の大学の自由は限られている。しかし、大学社会全体として見れば、序列上位が序列下位へ向けて能力の高い受験生獲得の自由度を順々に食い亡ぼしていく弱肉強食の法則が貫徹し、強者の独占と競争の消滅という完璧な閉鎖状態を呈している。日本の大学のステータスは受験生の偏差値によって決定づけられ、幾

(二六一七)

つかの特定の大学が知能指数の高い青年を独占する教育の寡占体制が確立されている。(同前一五三、同「一九八五」) また、選ばれる側の不自由については次のように述べている。ペーパーテストの点数絶対主義で応募者を切り捨てる事は日本では当然視されているが、これはまさに自由とは逆の行為にほかならない。ごく一握りの大学生を除いて、他の大半の大学生は、厳密に考えると不本意入学である。(同「一九九二」一五六・一六二)

(3) 対応策

このような事態を、西尾は、「一つの自由が他方の不自由を招く」「自由が自由を抑圧している」と表現する。従つて「一つの自由を犠牲にする覚悟がなければ、他方の自由は守れない」「真の自由を得るために、自由は修正ないし制限されなくてはならない」「『自由放任』は決して自由を意味しない」ということになる。(同前一三三・二三〇)

西尾は、選ばれる側の自由のために選ぶ側の自由を犠牲にすることを次のように主張する。選ぶ側の自由の大きさに何らかの修正が加えられなければ、選ばれる側に自由が甦る可能性はまずない。自由ということを言うのなら、それは大学の教授会の自由である前に、より多く学習者の選択の自由、受験生が進みたい大学、学びたい専門により容易に入れるようにする権利を保証する自由でなくてはならない。(同前一四八・一五五)

西尾によると、選ばれる側の不自由は、経済用語で言えば「独占」である。従つて、今必要なのは、「自由化」(規制緩和)ではなく行政の介入であり、独占禁止、すなわち、外からの規制の力で寡占を解除して自由を再び回復することである。大学間の相互競争が成功するためには、各大学の条件ができるだけ平等であるのが望ましく、特定

大学の行き過ぎや、過度に有利な条件は、人為的措置である程度制限されなくてはならない。(同「一九八五」一二七、「一九九二」二七四)

具体的には、受験生の偏差値競争とは全く別の基準による大学評価とその公表、予算・人員・研究費の配分方式の変更、講師・助教授の任期制などに加えて、一高校から一大学への入学者数の上限設定を提案する。この提案は、東大・京大に五〇人以上の合格者を出す高校数が三%で、それが入学者全体の三分の一を占めているという事実を踏まえて、特定高校出身者の一つの大学への寡占を解除するためのものである。(同「一九八五」一三〇一、「一九九二」一五〇・一六〇・二七五)

特に最後の案に対しても、学校選択の自由が脅かされるという原則を楯にしての感情的反撥が多数上がったとされる。しかし西尾は、選択の自由は幻想にすぎないと次のように主張する。初めから序列の決まっている日本の大学に群がる「選ばれる側の人間」の競争は、無統制で自由放任であるため、見たところ自由競争の公正が維持されているかに思われている。しかし、それは見掛けの自由、形だけの自由、自由競争の幻覚にすぎない。「選ぶ」自由を手にしているのは一握りの序列上位の大学だけで、「選ばれる人間」の側には最初からほとんど自由はない。それは、「選ばれる人間」が、学校選択の自由という原則を、さも実在するごとくにひたすら後生大事に死守してきた結果、ついに辿り着いた不自由である。現在出来上がっている序列に応じて個人が能力を競い合う無制限な自由が、大学間の格差を拡大・再生産し、その挙げ句、自由であるはずの競争に個人が縛られて不自由になり、加えて大学間の自由競争をも死に至らしめている。(同前二二七・二七三二一四)

(4) 多様化政策の評価

西尾は、自由化論と部分的に重なる文部省の多様化政策に対して、目的には賛同するが手段が異なるという立場をとる。

自由化論に対する西尾の立場は、上記のように受験競争を激化させると批判していたが、他方で、画一性から多様性への道というような言葉が暗示している方向には必ずしも反対ではないとか、自由化批判の急先鋒であった自分自身が実は以前から「個」の確立の必要性を再三主唱してきた、などと述べる。(同「一九八五」一三四・一五二)

但し、自由化論とは同じ目的に至るにも手順に相違があると述べ(同前一五二)、また、文部省の多様化政策についても、受験生の偏差値に基づく序列の解消が先行すべきであると主張する。

まず、高校については、各府県に種類の違つた幾つかの高校を増設するような多様化の措置には反対ではないが、その程度の妥協の措置は、本当の意味での多様化には道を開かず、縦並び一直線の激しい競争のエネルギーに踏みつぶされてしまう可能性の方が高いと予測する。例えば、「中高一本化構想」(中高一貫校)は、部分的導入が考えられているので多様化の一環であろうが、事実上各府県にエリート中高校を新設することを意味するので、入試との出会いを一二歳に引き下げる政策を全国的に拡大するものであると解釈する。(同前一二三・一四)

また、大学についても、それぞれの大学が教育・研究において個性を發揮して競い合う「多峰型の知的高山地帯」を形成することには全面的に賛成するが、選ぶ側の自由に何らかの制限が加えられない限り、その理想図も美しい言葉に終わってしまうのではないかと憂慮する。入口ではなく教育内容で大学が勝負し、受験生の偏差値や入試の難易度ではなく教授の学問能力や学生への教育能力で競い合うような、ヨコ並びの多選択型構造を示すためには、学力水準の高い学生ができるだけ数多くの大学に比較的平等に予め配分されるような仕組みが出来上がつていなく

てはならない。(同「一九九二」一六一一四)

西尾は、偏差値による序列の解消を前提として多様化が実現するという展望を次のように描く。日本の中学・高校教育を正常化し救済するためには、大学の格差と序列を人為的に毀し、タテの構造を少しでもヨコ並びに多元化しなければならない。しかし、それを実現するためには、少数の高度能力者を特定の大学に集中させてはならない。それによって初めて初めて、大学名を格差や序列と結びつける国民の意識に少しずつ変化が生じ、時間が経つうちに、学部や学科や研究室ごとで一流、二流が決められる、新しい競争の結果としての序列の再編成が進められる。新しい序列は固定したものにはならず、絶え間なく流動する。(同前二三〇一一)

2 考察

次に、西尾の議論を本稿の枠組に従つて整理し、実証的に明らかにするべき論点を挙げる。西尾の議論の特徴は、企業・大学側の選抜の自由が生徒の不自由をもたらしていると認識し、生徒の自由のために企業・大学の自由を制限する措置を提言している点にある。以下、西尾の認識と提言を、準市場における潜在的傾向と政府の対応策として整理する。

(1) 潜在的傾向

教育における自由の問題についての西尾の認識は、政府の対応策の欠如した自由放任の準市場で見られる潜在的傾向を述べたものであると言える。

西尾は、自由放任の準市場において、選抜する側の無制限の自由が、選抜される側のさまざまな不自由を直接・

間接にもたらす論理を以下のように示す（第一・第二のものは資源という条件に関わり、第三のものは資源および競争⁽³⁾という条件に関わる）。

第一に、ペーパーテストの点数で応募者を切り捨てるることは自由とは逆の行為であり、日本の大学生の大半は不本意入学であると述べていた。これは、大学による選抜が、切り捨てられた者の不自由感を直接に生み出すという論理を示したものである。本稿の枠組で言えば、供給者による「いいとこ取り」の結果、希望する供給者に受け入れられなかつた利用者が選択を実現できず、不本意感・不自由感を抱くということである。

第二に、企業への就職のために「成長期における無目的的経験」等を犠牲にせざるをえないと述べられていた。また、大学の入学者選抜の自由が高校以下の教育を著しく不自由にしているというのも同じ主旨であろう。これらは、本稿の枠組で言えば、利用者が供給者に提供する資源を獲得するために、選択とは別の局面において広義の自由を制約されるということである。

第三に、明治以来の成立順に大学間の序列が形成され、序列上位の大学が選抜の自由を享受することにより、受験生の偏差値に基づく大学間の序列・格差が固定化・拡大していくという論理である。これを本稿の枠組に従つて述べれば次のようなことである。まず、構造的な要因（例、設立時期などの歴史的要因）によって供給者間の序列・格差が生じると、供給者自身の努力に関わらず序列が固定化する。さらに、供給者が利用者構成によつて評価される場合、評価の高い序列上位の供給者は、「いいとこ取り」を通じて利用者構成を改善し、ますます評価を高めていく。他方、評価の低い序列下位の供給者は、「いいとこ取り」の失敗によつてますます評価を低下させる。こうして、「いいとこ取り」を通じた利用者構成の序列化・格差の拡大が進行する。さらに、序列・格差が拡大すれば、上位の供給者による「いいとこ取り」はますます容易になるので、「いいとこ取り」と序列化の循環、格差の累積

的な拡大が生じる(図1-1を参照)。以上のようなメカニズムによる序列・格差の固定化・拡大すなわち競争の衰退は、利用者にとっては、選択の対象となる供給者が実質的に減少することを意味するので、選択の実現が困難になる。その結果、上述したような、希望する供給者に受け入れられない不本意感や、供給者に提供する資源の獲得に伴う不自由感が増大することになる。

西尾の示唆する以上のような論理は、日本の教育を受けてきた者にとっては非常にリアリティを感じさせる。但し、このような傾向が客観的に確認できるかどうかを検証する必要はある。

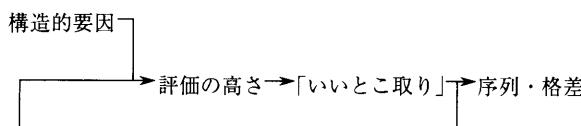
(2) 政府の対応策

上述のような認識を踏まえて、西尾は、自由化(規制緩和)ではなく政府の積極的な対応策を提言する。

西尾の対応策の中心は、一高校から一大学への入学者数の上限設定である。その趣旨は一部の大学が偏差値の高い受験生を独占しないようにすることであり、それによって受験生の偏差値に基づく序列・格差を解消しようとする。これは、本稿の枠組で言えば、選抜の規制⁽⁴⁾による「いいとこ取り」の防止と、それを通じた利用者構成の平準化である。そこで、西尾の構想を「選抜の規制による利用者構成の平準化」として特徴づける。

この構想に関して実証的に明らかにすべき論点は、偏差値の高い受験生を分散させる手段

図1-1 序列・格差の固定化・拡大



として一高校から一大学への入学者数の上限設定が技術的に有効か、また、それが政治的に可能かということである。しかし、今のところ、西尾の提言はそのままでは実施され得おらず、これを直接検証することはできない。そこで、具体的な形態は異なるものの、イギリス・アメリカ・日本の教育の準市場で実施されてきた選抜の規制⁽⁶⁾を素材に、その技術的有効性と政治的 possibility を検証する。特に、選抜の規制は、選抜される側（利用者）の自由のために選抜する側（供給者）の自由を犠牲にし、さらに、規制の対象となつた資源を豊富に保有する利用者の選択をも制約するので、自由をめぐる対立を引き起こしやすく、政治的 possibility を検証することが重要になる。

注

- (1) 教育社会学者の竹内洋も次のように指摘する。日本では、学歴が、将来の社会的地位や経済的報酬を規定するという機能的価値を持つだけでなく、人間としての基本的価値の高さや社会的毛並みのよさを意味したり、学校ランクや偏差値ランク自体が競争の報酬になるなどの象徴的価値も持つ。（竹内「一九九五」八五一九）
- (2) 本稿では、「選択」という言葉を「利用者による供給者選択」という意味で用いている。従つて、「選択する」のは利用者、「選択される」のは供給者である。他方、西尾の言う「選ぶ」は「選抜する」と言い換えることができ、「選ぶ」のは供給者、「選ばれる」のは利用者である。このように、筆者と西尾では「選ぶ」「選択する」主体が逆であることに一応注意を促しておく。
- (3) 西尾の「競争」にも構造概念と行為概念がともに含まれているが、自由化論の場合と同様に、ここでも構造概念に焦点を絞る。

る。

(4) 「選抜の規制」とは、供給者が利用者に政府の資金以外の資源（例、階級・人種・学力などの属性）を要求するのを規制することにより、「いいところ取り」を防止するという対応策である。詳しくは（児山「一九九九」）を参照。

(5) 「利用者構成の平準化」とは、供給者が利用者構成によつて評価される場合、その構成を平均的な水準に近づけることによつて、序列を緩和するというものである。

(6) イギリス・アメリカ・日本の教育の準市場で実施されてきた選抜の規制は、西尾の重視する大学レベルのものではない。しかし、筆者の関心は、教育政策そのものではなく、教育を一つの素材として準市場に関する一般的な理論を構築することにあるので、大学と高校以下のレベルの違いはさしあたり捨象する。

参考文献

文中では、（）を用いて、編著者の名字、発表年（（　））、ページ、の順に示した。資料集等に収録された文書は、部・章・節などを「」で区切つて引用箇所を示した。

有田一壽〔一九八五a〕「学校教育の自由化」について」、ぎょうせい編〔一九八五〕、一六七一七一頁。

——〔一九八五b〕「教育改革の条件」、『正論』、四月号、五七一六二頁。
石山茂利夫〔一九八六〕『文部官僚の逆襲』（講談社）。

市川昭午〔一九八五〕「教育改革を考える3 自由化の意図と現実」、『教職研修』、第一五九号、八五一一八頁。

内田健三〔一九八七〕『臨教審の軌跡——教育改革一一〇〇日』（第一法規）。

- 海老原治善、永井憲一、三輪定宣編「一九八四」『資料集 教育臨調・教育改革』（エイデル研究所）。
- 大嶽秀夫「一九九四」『自由主義的改革の時代——一九八〇年代前期の日本政治』（中央公論社）。
- 加藤寛、屋山太郎「一九八五」「教育の自由化」のどこが悪い、「諸君」、四月号、一二二六—三五頁。
- 加茂川幸夫「一九七七」『公立高等学校入学者選抜制度とその現状』、『月刊高校教育』、一二月号、一一〇—一四頁。
- 季刊教育法編集部編「一九八五」「臨教審のすべて」（エイデル研究所）。
- 木村治美「一九八八」『しなやかな教育論——私の臨教審レポート』（文藝春秋）。
- 教育事情研究会編「一九九二」『中央教育審議会答申総覽（増補版）』（ぎょうせい）。
- 教育政策研究会編著「一九八七a・b」「臨教審総覽 上・下」（第一法規）。
- ぎょうせい編「一九八五—七」「臨教審と教育改革 第1—5集」（ぎょうせい）。
- 「一九八五」「臨教審と教育改革 第1集 自由化から個性主義へ」（ぎょうせい）。
- 黒羽亮一「一九八五」「臨教審——どうなる教育改革」（日本経済新聞社）。
- 経済同友会「一九八四」「創造性、多様性、国際性を求めて——経営者からの教育改革提言」、永井・三輪編「一九八五」、二八九—九三頁。
- 香山健一「一九八七」「自由のための教育改革——画一主義から多様性への選択」（P.H.P.）。
- 香山健一、堺屋太一、屋山太郎「一九八五」「教育改革 切り札は『自由化』だ」、『月刊自由民主』、二月号、三六一—四九頁。
- 児山正史「一九八八a」「公共サービスにおける利用者の選択——イギリス・アメリカ・日本の教育の準市場」（名古屋大学大学院博士論文）。
- 「一九九八b」「公共サービスにおける利用者の自由——序論的考察」、「法政論集」、第一七六号、一二七—六八頁。
- 「一九九九」「公共サービスにおける利用者の選択——準市場の分析枠組」、「法政論集」、第一七七号、一八九—二二二頁。

- 堺屋太一「〔一九八四〕「多様な社会に適応する教育改革を」、世界を考える京都座会編「〔一九八四〕、第一部Ⅲ。
- 自由民主党「〔一九八三〕「教育改革に関する十二の政策」、海老原他編「〔一九八四〕、八六一七頁。
- 政策構想フォーラム「〔一九八五〕「学校教育行政の改革提言——教育改革の突破口としての規制緩和・撤廃」、季刊教育法編集部編「〔一九八五〕、一七〇一八三頁。
- 世界を考える京都座会編「〔一九八四〕『学校教育活性化のための七つの提言』。
- 「〔一九八五〕『なぜ「教育の自由化」が必要なのか』。
- 竹内洋「〔一九九五〕『日本のメリットクラシ――構造と心性』(東京大学出版会)。
- 竹村健一、堺屋太一、牛尾治朗、渡部昇一「〔一九八五〕『教育の自由化について』、『正論』、四月号、二二四一三一頁。
- 中央教育審議会「〔一九七二〕『今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について(答申)』、教育事情研究会編「〔一九九二〕、一八二一六七頁。
- 永井憲一、三輪定宣編「〔一九八五〕『資料集 臨教審・教育改革の動向』(エイデル研究所)。
- 西尾幹二「〔一九八五〕『日本の教育――智恵と矛盾』(中央公論社)。
- 「〔一九九二〕『教育と自由――中教審報告から大学改革へ』(新潮社)。
- 日本経済調査協議会編「〔一九七二〕『新しい産業社会における人間形成――長期的観点からみた教育のあり方』(東洋経済新報社)。
- 「〔一九七七〕『自由主義の前進』(日本経済調査協議会)。
- 「〔一九八五〕『21世紀に向けて教育を考える』(日本経済調査協議会)。
- 原正彦、川辺正博「〔一九八四〕『教育臨調』(東研出版)。
- 原田三朗「〔一九八八〕『臨教審と教育改革――その矛盾と挫折』(三一書房)。
- 菱村幸彦「〔一九七八〕『高校入学者選抜の変遷』、『月刊高校教育』、五月増刊号、五五一六六頁。

文化と教育に関する懇談会「一九八四」「報告」、海老原他編「一九八四」、一一三一八頁。

三上和夫「一九八六」「教育改革の視野——臨教審と教育学」（同時代社）。

深山正光、山科三郎、佐貫浩編「一九八五」「臨教審答申をどう読むか——個性主義・自由化の教育とは」（労働旬報社）。

——「一九八六」「臨教審で教育はどう変わる」（労働旬報社）。

文部省「一九八五」（文部省初等中等教育局）「我が国の初等中等教育」、永井・三輪編「一九八五」、五一七頁。

臨時教育審議会第三部会「一九八五」「第一次見解（草案）」、永井・三輪編「一九八五」、七〇一一页。

渡辺治「一九八七a」「80年代政治反動と教育臨調」、「労働法律旬報」、第一一六四号、一三一三五頁。

——「一九八七b」「日本資本主義の現段階と臨教審」、「教育」、第四八一號、一二一九頁。

——「一九八八」「八〇年代の教育改革」、「労働法律旬報」、第一一八九号、三八一五四頁。